

商品概要説明書

福島銀行

(2024年10月11日現在適用中)

1. 商品名	相続専用定期預金「きずな つなぐ」(自由金利型定期預金：M型/自由金利型定期預金：大口定期預金)
2. 必要な取引条件	当行で相続預金を受け取って1年以内であること。
3. ご利用いただける方	個人の方
4. 取扱店舗	全営業店(いつでもどこでも支店を除く)
5. 預入期間	3か月、6か月 *自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金(大口定期預金)への自動継続(元金継続または元利金継続)によりお取扱いいたします。
6. 預入方法	
(1) 預入方法	一括預入方式 ・通帳式・証書式どちらにもお預入れ可能です。
(2) 預入金額	300万円以上
(3) 預入単位	1円
(4) 預入限度額	預入限度はございません。
7. 払戻方法	満期日以後、一括して払戻します。
8. 利息・利率	
(1) 適用利率	・預入期間3か月・・・年1.0% ・預入期間6か月・・・年0.6%
(2) 利払方法	【単利型の場合】 満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	付利単位を1円とした、1年を365日とする日割計算
9. 税金	・個人のお客様は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。 *2037年12月31日まで復興特別所得税が付加されています。 ・個人のお客様がマル優ご利用の場合は非課税になります。
10. 手数料	——
11. 付加できる特約事項	・総合口座の担保とすることができます。 *この場合の貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率を適用します。 *貸越限度額は、担保定期預金の90%または500万円のいずれか少ない金額とします。 ・マル優(マル優利用資格者のみ)のお取扱いができます。
12. 預入期間中の中途解約時の取り扱い	・満期日前の解約は、原則できません。 ・やむを得ず中途解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数および以下の利率(小数点第4位以下切り捨て)によって計算します ①2024年10月10日以前にお預入れの場合 解約日における普通預金の利率 ②2024年10月11日以降にお預入れの場合 約定利率×10%または解約日の普通預金利率のいずれか低い方の利率

13. 重要事項等	この預金は預金保険の対象商品です。詳しくは、店頭掲示ポスター等をご覧ください。
14. 金利情報の入手方法	当行ホームページをご覧ください。窓口にお問い合わせください。
15. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日に自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金（大口定期預金）として自動継続いたします。 ・自動継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨お申し出ください。 *継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日または書替継続日の普通預金の店頭表示金利により計算します。 ・元金・利息のお取扱い 元金・利息を指定口座へ入金する際、満期日が銀行休業日の場合は、指定口座より払戻しができるのは翌営業日以降となります。 ・ATM・インターネットバンキングによるお取扱いはできません。
16. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人 全国銀行協会 連絡先：一般社団法人 全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772</p>